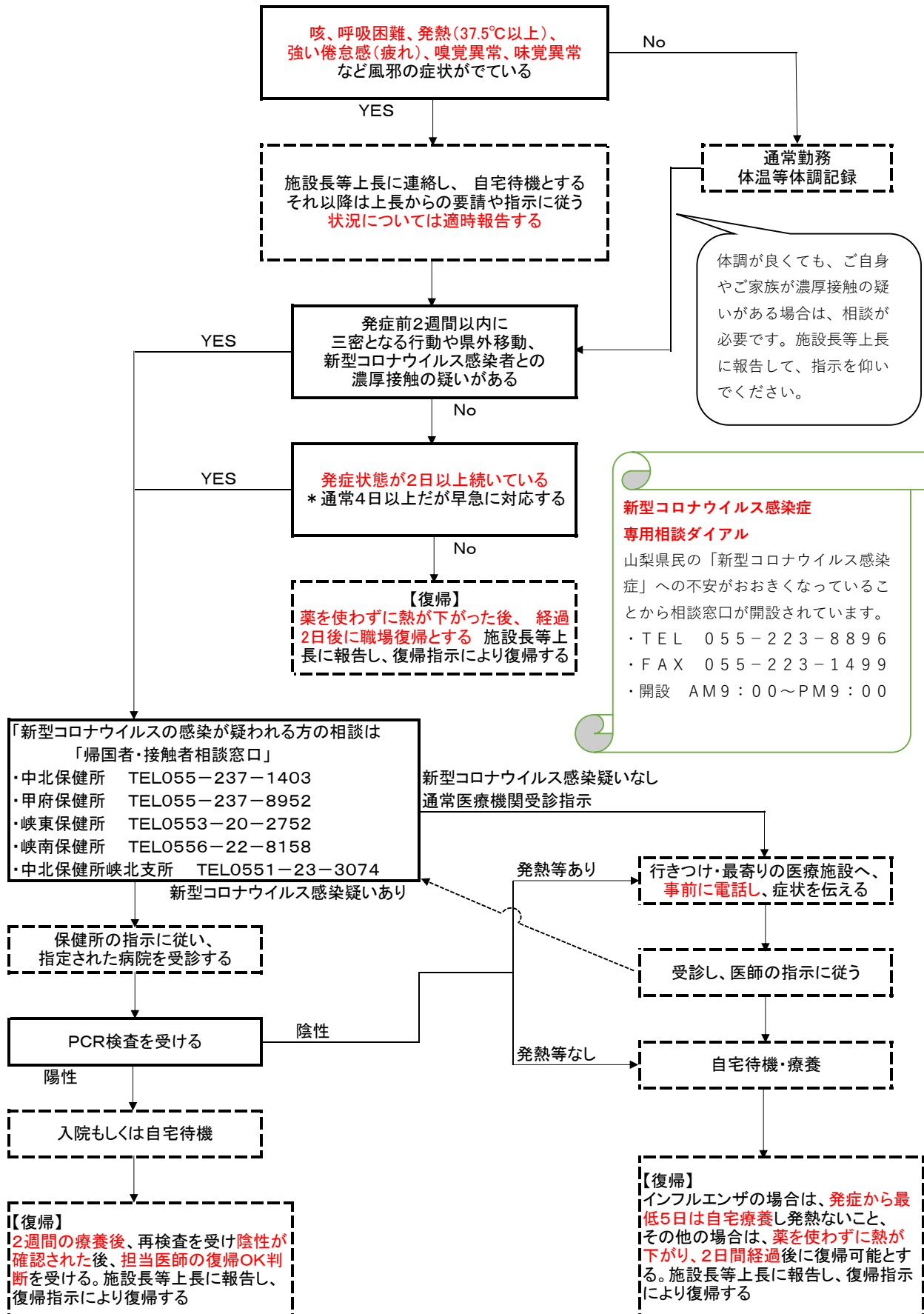


# 新型コロナウイルス症状自己判定フローチャート ver.1

2020/4/14制定  
社会福祉法人 信和会

- \* もしも、体調がおかしいと思ったら、フローに症状を照らし合わせ、その後の行動をとってください。
- 同居及び同居に準ずるご家族が同様の症状になった場合も、このフローで対応して自身もこのフローに沿って対応してください。
- \* 発熱等の症状が発生した場合、2週間さかのぼった行動履歴をできるだけ記憶、記録しておいてください。
- 行動履歴については、個人情報の観点もありますが、誠実に、正確に報告するようにしてください。
- (三密となる行動、県外移動、濃厚接触者との関連等)



体調が良くても、ご自身やご家族が濃厚接触の疑いがある場合は、相談が必要です。施設長等上長に報告して、指示を仰いでください。

**新型コロナウイルス感染症  
専用相談ダイヤル**  
山梨県民の「新型コロナウイルス感染症」への不安がおおきくなっていることから相談窓口が開設されています。  
・TEL 055-223-8896  
・FAX 055-223-1499  
・開設 AM9:00~PM9:00

**【復帰】**  
2週間の療養後、再検査を受け陰性が確認された後、担当医師の復帰OK判断を受ける。施設長等上長に報告し、復帰指示により復帰する

**【復帰】**  
インフルエンザの場合は、発症から最低5日は自宅療養し発熱しないこと、その他の場合は、薬を使わずに熱が下がり、2日間経過後に復帰可能とする。施設長等上長に報告し、復帰指示により復帰する